

施設基準で掲示を指定されている手術件数

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

令和7年1月～令和7年12月中の手術件数	手術件数
区分1に分類される手術	
頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	125
鼓室形成術等	1
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2に分類される手術	
靭帯断裂形成手術等	3
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	11
角膜移植術	0
肝切除術等	10
子宮付属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術	
上顎骨形成手術等	2
上顎骨悪性腫瘍手術等	8
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種腎移植術等	0
区分4に分類される手術	
胸腔鏡、腹腔鏡による手術	211
その他の区分に分類される手術	
人工関節置換術	90
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び交換術	2
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術(①)	10
(①)のうち急性心筋梗塞に対するもの	0
(①)のうち不安定狭心症に対するもの	0
(①)のうちその他のもの	10
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術(②)	17
(②)のうち急性心筋梗塞に対するもの	0
(②)のうち不安定狭心症に対するもの	0
(②)のうちその他のもの	17